

改正の概要

建設工事等の入札における入札条件及び指示事項（No.30）

1 土木系工事における熱中症対策（建設工事）

夏季作業（５月～９月）の予定がある場合、契約後速やかに熱中症対策として、以下(1)～(4)の措置について、受発注者で協議することとした。

- (1) 現場環境改善費の計上
- (2) 現場管理費の補正
- (3) 施工時間の変更
- (4) 工期の変更

・追加箇所

別紙２ 建設工事に関する指示事項２６

2 施行期日

令和７年６月１日

新旧対照表

(No.30) 建設工事等の入札における入札条件及び指示事項

新	旧
別紙2 指示事項（建設工事用）	別紙2 指示事項（建設工事用）
第1条～第25条 省略 <u>26 土木系工事における熱中症対策</u> <u>夏季作業（5～9月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに熱中症対策として以下(1)～(4)の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。</u> <u>(1) 現場環境改善費の計上</u> <u>エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。費用については、現場環境改善費を積み上げ計上する。</u> <u>※詳細は山口県の「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」を参照のこと</u> <u>(2) 現場管理費の補正</u> <u>塩飴や経口補水液、空調服など、主として作業員個人に対する対策を実施する。</u> <u>費用については、工事期間中の日最高気温又は暑さ指数（WBGT）の状況に応じて、現場管理費を補正する。</u> <u>(3) 施工時間の変更</u> <u>気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で施工時間を変更する。</u> <u>（例：通常8時～17時の施工時間を6時～15時、または深夜時間帯（22時～5時）に変更、通常8時間の作業を6時間に短縮する</u>	第1条～第25条 省略

など) <u>(4) 工期の変更</u> <u>猛暑により計画どおり施工できないことが想定される場合は、工期を延伸する。</u>	
---	--

附 則

令和 7 年 6 月 1 日から施行する。